



6・7

月号

社会保険

ながasaki

一般財団法人長崎県社会保険協会 長崎県長崎市松山町4番52号 TEL (095) 844-7120 <https://shaho-nagasaki.or.jp/>

1 i+Land nagasaki



11 富江温泉センターたっしゃランド



10 YUTTARI LAND TSUSHIMA 湯多里ランド"つしま"



2 天然炭酸温泉 のもん湯



9 モリスアークコート 太安閣 BU HOSHINO TAANKAKU



3 原城温泉 真砂



8 平戸瀬戸を望む 海と潮風のスパ サムソンホテル SAMSON HOTEL



4 いもり 月の丘温泉 IMORI TSUKINO OKA ONSEN



5 長崎温泉 喜道庵



6 川棚大崎温泉 しおいの湯



7 天空の宿 山暖簾 やまのりん 山暖簾 さざはる旅館 山にのり



Contents

※お申し込みについては7ページの申込書をご利用下さい。

日本年金機構 年金事務所

- 算定基礎届等のお問い合わせ 2
- ①「電子申請」による提出 2
- ②「電子媒体」による提出 2
- ③「届出用紙」による提出 3

全国健康保険協会 長崎支部

- 各種申請は電子申請で！ 4
- 従業員の『検診結果』把握していますか？ 4
- 『健康保険委員』のご登録をお願いします 5
- 長崎支部公式LINE始まっています！ 5

一般財団法人長崎県社会保険協会

- 社会保険事務（初級編）講習会 6
- 労働保険事務・年金セミナーのお知らせ 6
- 日帰り温泉利用補助のご案内 7
- 社会保険「海の家」（桟敷席）を開設します 7
- 社会保険事務（中級編）のお知らせ 7
- 無料歯科健診のお知らせ 8
- 出張年金相談所のご案内 8

回 覧

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

事業所内で回覧をお願いいたします。

算定基礎届等の提出のお願い

事業主の皆様には、毎年1回、7月1日現在におけるすべての被保険者（社会保険に加入している従業員）の標準報酬月額を決定するために、「算定基礎届」をご提出いただいております。この「算定基礎届」により決定された標準報酬月額は、原則1年間（その年の9月から翌年8月まで）適用され、納めていただく保険料の計算や、将来受け取る年金額等の計算の基礎となります。

算定基礎届およびその他必要となる届書を提出期間内にご提出いただきますようお願いいたします。

提出期間：令和8年7月1日（水） から 7月10日（金）まで
提出方法：電子申請 または 郵送

算定基礎届に関するご案内、紙届書（※）、提出用封筒は6月中旬より順次お送りします。

（※）紙届書の送付は希望されている事業所様のみ

次の①、②、③のいずれか1つの方法でご提出ください。（決定通知書の発行は「①電子申請」が一番早くなります。）

① 「電子申請」 による提出

【提出物】

- (1)被保険者報酬月額算定基礎届 70歳以上被用者算定基礎届（CSVファイル）
 - (2)被保険者報酬月額変更届 70歳以上被用者月額変更届（※）（CSVファイル）
- ※令和8年7月に随時改定者がいる場合のみ

【手続き方法1（GビズIDを利用する場合）】

- 上記(1)および(2)は「届書作成プログラム」、自社システムまたは労務管理システムで申請データを作成し、「届書作成プログラム」から電子申請を行ってください。また、オンライン事業所年金情報サービスでは被保険者整理番号、被保険者氏名、従前の標準報酬月額等の被保険者データを取得することができますのでぜひご利用ください。（自社システムまたは労務管理システムで申請データを作成した場合は、「届書作成プログラム」で仕様チェックを実施してください。）

【手続き方法2（e-Govを利用する場合）】

- 「GビズID」のアカウントまたは電子証明書を取得のうえ、e-Gov〔イーガブ〕を利用し、電子申請を行ってください。自社でお使いのソフトで作成されたcsvファイルを添付する方式もございます。
- 詳細は、日本年金機構ホームページのほか、以下のホームページをご覧ください。

- GビズID [\(https://gbiz-id.go.jp/\)](https://gbiz-id.go.jp/)



二次元コードから簡単アクセス！

- e-Gov〔イーガブ〕 [\(https://www.e-gov.go.jp/\)](https://www.e-gov.go.jp/)

② 「電子媒体」 による提出

【提出物】

- (1)被保険者報酬月額算定基礎届 70歳以上被用者算定基礎届（CD または DVD）
 - (2)電子媒体届書総括表（紙の届書）
 - (3)被保険者報酬月額変更届 70歳以上被用者月額変更届（※）（CD、DVD または紙の届書）
- ※令和8年7月に随時改定者がいる場合のみ

【手続き方法】

上記(1)および(3)は日本年金機構ホームページから「届書作成プログラム」をダウンロードし、提出する電子媒体を作成してください。

「届書作成プログラム」、自社システムまたは労務管理システムで作成した申請データは、「届書作成プログラム」より電子申請ができます。紙届書や電子媒体届書に比べ、決定通知書の発行が早くなる等のメリットがありますので、電子申請の利用をご検討ください。

申請方法等の詳細は、日本年金機構ホームページをご覧ください。

- 自社システムまたは労務管理システムで電子媒体を作成した場合は、「届書作成プログラム」で仕様チェックを実施したうえで、ご提出ください。
- 届出にあたっては、パスワードを設定する等、申請データを暗号化のうえ、福岡広域事務センター（〒812-8579 福岡市博多区榎田1-2-55）へ直送していただきますようお願いいたします。（申請データの暗号化方法は日本年金機構ホームページをご確認ください。）
- 提出の際はCD・DVDの表面に、「事業所名」「提出元ID」「媒体通番」を油性ペン等消えにくいものでご記入ください。

③ 「届出用紙」による提出

【提出物】

(1) 被保険者報酬月額算定基礎届 70歳以上被用者算定基礎届（紙の届書）

(2) 被保険者報酬月額変更届 70歳以上被用者月額変更届（※）（紙の届書）

※令和8年7月に随時改定者がいる場合のみ

【手続き方法】

紙届書の送付を希望されている事業所様へは、被保険者の情報を印字した「被保険者報酬月額算定基礎届70歳以上被用者算定基礎届」とともに「算定基礎届の記載例」をお送りしますので、記載例をご参照のうえ届書に記入してください。

- 被保険者の氏名等を印字している「算定基礎届」は、5月19日までに日本年金機構で入力処理した情報をもとに作成しています。算定基礎届の提出対象者（5月31日以前に資格取得した被保険者）の情報が記載されていない場合は「算定基礎届」に氏名等を直接追記してください。また、各種届書の提出日によって情報が記載されていない場合がありますので、必要に応じて「算定基礎届」へ修正・追記をお願いします。

- 追記するための欄が足りない場合は届出用紙を送付しますので、管轄の年金事務所までご連絡ください。日本年金機構ホームページから届出用紙をダウンロードすることもできます。

< 届出にあたっての留意事項 >

- お送りする届出用紙により、ご提出いただくようお願いします。
- 届出様式を独自に作成する場合は、バーコードが印刷された日本年金機構ホームページに掲載している様式に合わせていただきますようご協力をお願いします。
- 返信用封筒には、上記(1)および(2)以外の届書を同封しないでください。
- 上記(1)及び(2)の報酬月額の「⑭総計」欄への記入漏れが多数見受けられますので、必ずご記入ください。

オンライン事業所年金情報サービスもご利用ください。

社会保険料額情報や算定基礎届等の届書データの作成に活用できる被保険者データ等をオンラインで受け取ることができます。GビズIDまたは電子証明書があればe-Govからお申込みができます。

ねんきん加入者ダイヤル（日本年金機構「オンライン事業所年金情報サービス」照会窓口）



0570-007-123

2番をお選び
ください

050から始まる電話で
おかけになる場合は

03-6837-2913

〈受付時間〉 月～金曜日：午前8時30分～午後7時00分
第二土曜日：午前9時30分～午後4時00分

SNSでも情報を発信しております。ぜひご覧ください。

日本年金機構公式X(旧Twitter) (@Nenkin_Kikou)

日本年金機構ホームページ

(<https://www.nenkin.go.jp>)



二次元コードから
簡単アクセス！

各種申請は電子申請で！



各種給付金等の申請がオンラインのできる電子申請がスタートしています！申請の際はぜひご利用ください。

◇電子申請のメリット◇

- その① 申請書・届出書の入手や、郵送などの手間や時間、費用が削減できる！
- その② よくある質問や入力方法の説明、制度の内容を見ながら入力できる！
- その③ 入力チェックが行われるため記載漏れや記載誤りが軽減できる！
- その④ 申請後の審査状況(受付、審査中、審査完了、返戻)が確認できる！

▼詳しくはこちら



従業員の『健診結果』把握していますか？



健診の結果、医療機関への受診が必要な方には、ご自宅にご案内をお送りしています。

送付対象者

血圧

収縮期血圧:160mmHg以上
拡張期血圧:100mmHg以上

※左記以外に、血圧値がやや高めの方や、血圧の薬を服薬して
いてかつ血圧値が高い方にもご案内をお送りしています。

血糖

空腹時血糖:126mg/dL以上
HbA1c:6.5%以上

脂質

LDL(悪玉)コレステロール:180mg/dL以上

その他

胸部エックス線検査の結果、「要治療」または「要精密検査」と判定された方
便潜血反応検査の結果、「要治療」または「要精密検査」と判定された方

早めの受診は
従業員の長期離脱を
防ぐカギになります

医療機関への受診が必要な方には、受診のお声かけや受診のため
のご配慮をお願いいたします。



従業員が元気に働くためには、サインを見逃さないことが大切。
「従業員の健康は企業の財産」です！

事業所と協会けんぽの橋渡し役！

『健康保険委員』のご登録をお願いします

協会けんぽ長崎支部では、「健康保険委員」として健康保険事業にご協力いただける方を募集しています。
登録料、年会費はございません！

健康保険委員とは？

1.健康保険事業の広報担当

協会けんぽが発信する情報を、事業主・従業員の皆様へ周知をお願いします。

2.各種手続き等に関する相談役

従業員の皆様が協会けんぽへの各種手続き等をされる際のご対応・ご助言をお願いします。

3.健康づくり・健診などの推進

従業員の皆様、そのご家族様へ健診・特定保健指導受診等の呼びかけをお願いします。

4.健康保険事業のアドバイザー

健康保険事業に関してのご意見・ご要望、疑問などをお知らせください。

※強制的なお仕事は一切ありません。通常業務に差し支えない範囲でご協力をお願いいたします。

登録には「**健康保険委員登録票**」をFAXまたは郵送でお送りください。

●HPからダウンロードする場合

長崎支部ホームページ>健康保険委員>健康保険委員について>健康保険委員登録票（PDF）

●電話で取り寄せる場合

TEL：095-829-6000 協会けんぽ長崎支部 企画総務グループ

長崎支部公式LINE始まっています！

協会けんぽ長崎支部公式LINEでは、「季節の健康情報」や「健康保険についての情報」などを月2回ほど発信しています。
健康づくり等にお役立ていただける情報が満載です！ぜひ登録してみませんか？

ご登録はこちらから▼



登録は右側の二次元コードから！
皆さまのご登録お待ちしております♪



全国健康保険協会
協会けんぽ
長崎支部



〒850-8537 長崎市大黒町9-22 大久保大黒町ビル本館8階

電話：095-829-6000

（受付時間/平日8：30～17：15）

協会けんぽ長崎

検索

協会けんぽ長崎支部キャラクター

／尾まがり猫家族／



●社会保険事務講習会（初級編）のお知らせ

会員事業所無料

開催日	会場	定員	時間
7月7日（火）	アルカス SASEBO（佐世保市三浦町）	各会場 50名程度	各会場 開会 13:00 閉会 16:10
7月9日（木）	諫早商工会館（諫早市高城町）		
7月17日（金）	長崎県市町村会館（長崎市栄町）		

- ◆ 対象者 会員事業所社会保険事務担当者及び参加を希望する者
- ◆ 講師 日本年金機構年金事務所及び協会けんぽ長崎支部の担当者
- ◆ 内容 社会保険の適用及び健康保険、年金の給付
- ◆ 参加費 無料（非会員事業所の方は資料代等として3,000円負担ください）
- ◆ お申込 下記申込書をご記入いただき、FAXでお申し込みください。ホームページからもお申込みできます。詳細は後日連絡します。（FAX、メール申込は返信します）

社会保険事務講習会（初級編）参加申込書

※希望会場に○を付してください。定員になり次第締め切ります。

参加希望会場	1. 佐世保会場	2. 諫早会場	3. 長崎会場
参加者氏名	複数参加可		
事業所名 事業所の所在地	事業所名		担当者
	〒 - 所在地		
	電話	-	返信FAX -

※このお申込書にご記入いただいた個人情報は本事業の運営およびそれに関するご連絡等以外に使用しません。

●労働保険事務・年金セミナーのお知らせ

会員事業所無料

開催日	会場	定員	時間
8月3日（月）	長崎県市町村会館（長崎市栄町）	各会場 50名程度	各会場 開会 13:10 閉会 16:00
8月6日（木）	諫早商工会館（諫早市高城町）		
8月10日（月）	アルカス SASEBO（佐世保市三浦町）		

- ◆ 対象者 会員事業所社会保険事務担当者及び参加を希望する者
- ◆ 講師 特定社会保険労務士、日本年金機構年金事務所の担当者
- ◆ 内容 労働者災害補償保険、雇用保険実務及び年金の給付等について
- ◆ 参加費 無料（非会員事業所の方は資料代等として3,000円負担ください）
- ◆ お申込 下記申込書をご記入いただき、FAXでお申し込みください。ホームページからもお申込みできます。詳細は後日連絡します。（FAX、メール申込は返信します）

労働保険事務・年金セミナー参加申込書

※希望会場に○を付してください。定員になり次第締め切ります。

参加希望会場	1. 長崎会場	2. 諫早会場	3. 佐世保会場
参加者氏名	複数参加可		
事業所名 事業所の所在地	事業所名		担当者
	〒 - 所在地		
	電話	-	返信FAX -

※このお申込書にご記入いただいた個人情報は本事業の運営およびそれに関するご連絡等以外に使用しません。

●日帰り温泉利用補助のご案内

申込書にご記入いただきFAXでお申し込みください。利用券の発行はなくなり次第終了となりますのでご了承ください。

※1枚につき1回限り補助（200円）します。差額と利用券を添えて精算してください。

※発行枚数には限りがございます（事業所の被保険者数に応じて発行）ので、お早めにお申し込みください。

①アイランドナガサキ

☎ 095-898-2000
長崎市伊王島町1-3277-7

②天然炭酸温泉 のもん湯

☎ 095-893-1126
長崎市野母町692-1

③原城温泉 真砂

☎ 0957-85-3155
南島原市南有馬町丁133

④いいもり 月の丘温泉

☎ 0957-28-4141
諫早市飯盛町平古場279

⑤長崎温泉 喜道庵

☎ 095-887-4126
西彼杵郡長与町岡郷2761-1

⑥川棚大崎温泉 しおさいの湯

☎ 0956-82-6868
東彼杵郡川棚町小串郷272

⑦世知原温泉 山暖簾

☎ 0956-76-2900
佐世保市世知原町上野原316

⑧平戸田平 サムソンホテル

☎ 0950-57-1110
平戸市田平町野田免210-6

⑨壱岐 ステラコート太安閣

☎ 0920-47-3737
壱岐市郷ノ浦町本村舩760-1

⑩湯多里ランド つしま

☎ 0920-54-3336
対馬市美津島町鶏知乙1168-1

⑪富江温泉センター たっしゃカランド

☎ 0959-86-3939
五島市富江町松尾662-2

●社会保険「海の家」（栈敷席）を開設します

○開設期間：7月中旬から8月中旬まで（施設が営業する期間）

○開設予定場所：1, 東彼杵郡川棚町（大崎半島海水浴場） 0956-82-3022

2, 長崎市高浜町（高浜海水浴場） 095-894-2201

3, 長崎市伊王島町（アイランドナガサキ） 095-898-2202

※マリニアクティビティ（一部を含む）

○共通事項：※1枚につき1回限り利用補助（300円）します。差額と利用券を添えて精算してください。

※利用内容等の詳細については施設にご確認ください。

※発行枚数には限りがございますので、お早めにお申し込みください。

利用券（温泉施設 ・ 海の家）申込書 ※温泉・海の家希望する事業に○印を付してください。

事業所名 所在地等	事業所の住所	〒	-
	事業所名		
	電話番号	-	-
			ご担当者名

●社会保険事務講習会（中級編）のお知らせ

○開催日時 令和8年6月15日（月） 開会13:00 閉会15:50

○開催場所 壱岐の島ホール（壱岐市郷ノ浦町）

○内容 社会保険の適用、健康保険・年金の給付等

○講師 特定社会保険労務士 山内 小百合 氏

一般財団法人長崎県社会保険協会

〒852-8118 長崎市松山町4-52 囲本社ビル5階

電話 095-844-7120 FAX 095-843-0449



無料歯科健診



好評お申込受付中！

- 歯科医院で行う「個別健診」と事業所内で行う「集団健診」の2種類があります。
- 健診の流れ、チラシは当協会のホームページに掲載しています。

	個別健診	集団健診
対象者	会員事業所に勤務される被保険者及び被扶養者（高校生までを除く）	会員事業所に勤務される被保険者20名～50名
内 容	口腔検査、口腔衛生指導（ブラッシング指導）	問診（事前）、問診結果による保健指導、咀嚼力チェックガム、口腔衛生指導

（注）お申し込みが実施予定人数に達した場合は、その時点で受付終了となります。

（注）下記調書をFAX後、歯科健診受診申込書を人数分送付いたします。（FAX：095-843-0449）

歯科健診受診希望調査

事業所名	担当者			
事業所所在地	〒 -	所在地	-	-
電話	-	FAX	-	-
受診希望者数	個別健診 名	集団健診 名		

※このお申込書にご記入いただいた個人情報本事業の運営およびそれに関するご連絡等以外に使用しません。

令和8年6月・7月

出張年金相談所のご案内

各年金事務所では出張年金相談所を開設しています。どうぞご利用ください。

出張年金相談は予約制です。予約に関しましては市町窓口にお問い合わせください。ただし、西海市、平戸市、松浦市、対馬市、島原市、東彼杵町、川棚町、波佐見町の予約は管轄年金事務所にお申し込みください。五島市、杵岐市の予約はテレビ電話相談予約電話へお申し込みください。相談においでの際には、年金証書、振込通知書、年金手帳、被保険者証など、ご本人であることを確認できるものを必ずお持ちください。代理の方が相談を受けられる場合は、委任状、印鑑及び本人確認ができる身分証明書（運転免許証等）が必要です。

長崎南年金事務所 〒850-8533 長崎市金屋町3-1 ☎095-825-8707			
開 設 日	時 間	市 町 名	場 所
令和8年6月11日(木)	9:00～12:00 13:00～15:00	新上五島町	新上五島町役場会議室
令和8年7月8日(水)	9:00～12:00 13:00～16:00	新上五島町	新上五島町役場会議室
令和8年7月9日(木)	9:00～12:00 13:00～15:00	新上五島町	新上五島町役場奈良尾支所会議室
五島市にお住まいの方は『テレビ電話相談』をご利用ください			
個室でプライバシーに配慮しています		むずかしい操作は一切ありません	
予約制でお待たせしません		対面相談と同じ相談ができます	
会 場：五島市役所 1階 第2相談室 (午前9時から午後4時まで 土日祝日、年末年始を除く)			
予約電話：095-808-7639 (長崎南年金事務所 受付時間 午前9時00分～午後4時00分)			

長崎北年金事務所 〒852-8502 長崎市稲佐町4-22 ☎095-861-1354			
開 設 日	時 間	市 町 名	場 所
令和8年6月4日(木)	11:00～12:00 13:00～15:00	西 海 市	西海市役所西海総合支所
令和8年6月24日(水)	14:00～17:00	対 馬 市	対馬市役所峰行政サービスセンター
令和8年6月25日(木)	9:00～12:00 13:00～15:00	対 馬 市	対馬市役所上対馬総合センター
令和8年7月2日(木)	11:00～12:00 13:00～15:00	西 海 市	西海市役所西彼総合支所
令和8年7月22日(水)	13:30～17:00	対 馬 市	対馬市役所美津島行政サービスセンター
令和8年7月23日(木)	9:00～12:00 13:00～16:00	対 馬 市	対馬市役所別館会議室
杵岐市にお住まいの方は『テレビ電話相談』をご利用ください			
個室でプライバシーに配慮しています		むずかしい操作は一切ありません	
予約制でお待たせしません		対面相談と同じ相談ができます	
会 場：杵岐市役所声辺庁舎 1階 相談室 (午前9時から午後4時まで 土日祝日、年末年始を除く)			
予約電話：095-861-1354 (長崎北年金事務所 受付時間 午前8時30分～午後4時30分)			

佐世保年金事務所 〒857-8571 佐世保市稲荷町2-37 ☎0956-34-1189			
開設日	時間	市町名	場所
令和8年6月9日(火)	10:00～12:00 13:00～15:00	平戸市	平戸市役所会議室
令和8年6月18日(木)	10:00～12:00 13:00～15:00	松浦市	松浦市役所会議室
令和8年6月30日(火)	10:30～12:00 13:00～15:00	平戸市	平戸市役所生月出張所会議室
令和8年7月7日(火)	10:00～12:00 13:00～15:00	平戸市	平戸市役所会議室
令和8年7月23日(木)	10:00～12:00 13:00～15:00	松浦市	松浦市役所会議室

諫早年金事務所 〒854-8540 諫早市栄田町47-39 ☎0957-25-1662			
開設日	時間	市町名	場所
令和8年6月2日(火)	10:00～12:00 13:00～15:00	島原市	島原市役所会議室
令和8年6月9日(火)	10:00～12:00 13:00～15:00	川棚町	川棚町役場相談室
令和8年6月23日(火)	10:00～12:00 13:00～15:00	南島原市	南島原市役所加津佐支所相談室
令和8年6月30日(火)	10:00～12:00 13:00～15:00	南島原市	南島原市役所深江支所会議室
令和8年7月7日(火)	10:00～12:00 13:00～15:00	島原市	島原市役所会議室
令和8年7月14日(火)	10:00～12:00 13:00～15:00	南島原市	南島原市役所北有馬支所応接室
令和8年7月28日(火)	10:00～12:00 13:00～15:00	南島原市	南島原市役所市津支所会議室

長崎県の社会保険事業概要

令和8年4月現在

	事業所数 (船舶所有者数)	被保険者数	平均標準 報酬月額
健康保険	24,828	262,457	286,542
船員保険	260	3,276	389,018
厚生年金保険	25,255	286,133	281,024

一般財団法人長崎県社会保険協会

〒852-8118 長崎市松山町4-52 囲本社ビル5階
電話 095-844-7120 FAX 095-843-0449



社会保険



2026

6・7

月号

No. 616

記事提供／日本年金機構長崎県年金事務所／全国健康保険協会長崎支部
行／一般財団法人長崎県社会保険協会 長崎市松山町4番52号 TEL(095) 844-7120